



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社キューブシステム
代表者名 代表取締役 社長 崎山 收
(コード番号 2335 東証第一部)
問合せ先 取締役 副社長 内田 敏雄
(TEL. 03-5487-6030)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 45 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更することとし、現行定款第 24 条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

上記の取締役任期短縮に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため変更案第 49 条及び第 50 条を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 6 条及び第 50 条並びに第 51 条を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第 6 条（自己株式の取得） 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	(削除)
第 7 条～第 23 条（条文省略）	第 6 条～第 22 条（現行どおり）
第 24 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第 23 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現行定款	変更案
<p>第 25 条～第 49 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第 50 条（期末配当金） 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第 51 条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 52 条（条文省略）</p>	<p>第 24 条～第 48 条（現行どおり）</p> <p>第 49 条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第 50 条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第 51 条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日（水曜日）

以 上